附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務） **第二条**　（略） 一～四十一　（略） 四十一の二　建設業者の労働力の調達に関する指導に関すること。 四十二～五十一　（略） （建設部の所掌事務） **第三条**　（略） 一～二十五　（略） 二十六　洪水予報、水防警報その他の水防に関すること（事業振興部の所掌に属するものを除く。）。 二十七～四十八　（略） （開発企画官） **第二十八条**　開発計画課に、開発企画官二人を置く。 2　（略） （アイヌ施策推進企画官及び象徴空間施設管理官） **第三十条の三**　アイヌ施策推進課に、アイヌ施策推進企画官及び象徴空間施設管理官それぞれ一人を置く。 2　（略） 3　象徴空間施設管理官は、命を受けて、アイヌ施策推進課の所掌事務のうち、民族共生象徴空間（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第二条第三項に規定する民族共生象徴空間をいう。）の管理に係る重要事項に関する事務を処理する。 （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　（略） 一～七の二　（略） 七の三　建設業者の労働力の調達に関する指導に関すること。 八～十八　（略）	（事業振興部の所掌事務） **第二条**　（略） 一～四十一　（略） （新設） 四十二～五十一　（略） （建設部の所掌事務） **第三条**　（略） 一～二十五　（略） 二十六　洪水予報、水防警報その他水防に関すること（事業振興部の所掌に属するものを除く。）。 二十七～四十八　（略） （開発企画官） **第二十八条**　開発計画課に、開発企画官一人を置く。 2　（略） （アイヌ施策推進企画官） **第三十条の三**　アイヌ施策推進課に、アイヌ施策推進企画官一人を置く。 2　（略） （新設） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　（略） 一～七の二　（略） （新設） 八～十八　（略）

港湾・空港整備事務所 空港整備事務所 航路事務所		
（略）	（略）	

港湾・空港整備事務所 空港整備事務所 航路事務所		
（略）	（略）	